



下水道使用料について

下水道使用料は、2か月毎の水道検針で確認した水道使用水量を下水道使用水量とみなして計算し、検針日に計量した水量の2分の1を検針月に、残りの2分の1を翌月に、水道料金と一緒に請求します。皆さまに納めていただいた下水道使用料は、汚水を運ぶ下水管や汚水をきれいな水にする処理場などの維持管理に使われます。

下水道使用料 1か月あたり（税抜） ※令和元年11月検針分より適用

種別	基本使用料 (1世帯又は1事業所)	超過使用料(1m ³ につき)	
		汚水量	使用料
一般汚水	660円	1m ³ ～10m ³ まで	55円/m ³
		11m ³ ～20m ³ まで	154円/m ³
		21m ³ ～50m ³ まで	181円/m ³
		51m ³ ～100m ³ まで	203円/m ³
		101m ³ ～500m ³ まで	220円/m ³
		501m ³ ～1000m ³ まで	231円/m ³
		1001m ³ 以上	264円/m ³
浴場汚水	1m ³ につき		43円/m ³

計算方法

(例) 2か月の水道使用水量が61m³の場合

※井戸水等の水道水以外の水を使用した場合は、水道使用水量+井戸水等の使用水量=下水道使用水量とします。

1. 1か月ごとの下水道使用水量を計算

- ① 検針月の前月分水量 = $61\text{ m}^3 \div 2\text{ヶ月} = 30.5\text{ m}^3 \approx 30\text{ m}^3$
- ② 検針月の当月分水量 = $61\text{ m}^3 - 30\text{ m}^3 = 31\text{ m}^3$

2. 下水道使用料を計算

① 検針月の前月分下水道使用料	② 検針月の当月分下水道使用料
A 基本使用料 = 660円	A 基本使用料 = 660円
B 超過使用料	B 超過使用料
1～10m ³ までの部分 55円×10m ³ = 550円	1～10m ³ までの部分 55円×10m ³ = 550円
11～20m ³ までの部分 154円×10m ³ = 1,540円	11～20m ³ までの部分 154円×10m ³ = 1,540円
21～30m ³ までの部分 181円×10m ³ = 1,810円	21～31m ³ までの部分 181円×11m ³ = 1,991円
小計 3,900円	小計 4,081円
下水道使用料 (A+B)×消費税(1円未満切捨) (660円+3,900円)×1.1= 5,016円	下水道使用料 (A+B)×消費税(1円未満切捨) (660円+4,081円)×1.1= 5,215円

下水道への接続をお願いします

下水道が整備された区域では、浄化槽を使用している場合などは遅滞なく、くみ取り式トイレは3年以内に水洗トイレに改造し、下水道に接続することが下水道法により義務付けられています。

私たちの暮らしから排出される汚水をきれいに処理し川や海に戻すことで、美しい自然を守っています。しかし、その効果を発揮するためには、一人ひとりの理解や協力が欠かせません。下水道が整備された区域にお住まいの方は、下水道への早期接続をお願いいたします。